

作成日 令和8年2月2日

令和 8 年度 施行

水道事業会計包括支援業務委託

(水道課 水道庶務係)

公示用

水道事業会計包括支援業務委託

項 目	単 価	数 量	単 位	金 額	備 考
質問事項対応業務		1	式		
決算整理仕訳作成業務		1	式		
決算書案の作成		1	式		
予算書のチェック(当初及び補正)		1	式		
決算統計案作成		1	式		
訪問打合せ等(年1回)		1	式		
小 計					
再 計					
消 費 税 10 %					
合 計					

水道事業会計包括支援業務委託仕様書

(目的)

第1条 本業務は、水道事業にて行う日常的な会計・計理業務や予算・決算業務等の専門的知識を必要とする公営企業会計に関する業務について、外部専門家の知見を活用して業務の効率化を図ることを目的とする。

(業務範囲)

第2条 本業務の範囲及び内容の詳細は下記のとおりとし、別紙「業務スケジュール」に基づき実施する。

(1) 質問事項対応業務

日々の経理処理の中で生じた公営企業会計に関する不明点及び会計全般に関する疑義については、必要な調査・検討を行った上で、電話・メール等で回答を行う。

(2) 決算整理仕訳作成業務

年度末において、委託者より必要な情報を受領した上で、当該内容に基づき固定資産振替、減価償却費、長期前受金戻入、引当金繰入、未収金及び未払金の整理、未払（未収）消費税の計上等の決算整理仕訳を作成する。

(3) 前年度決算書案作成業務

伝票入力情報及び委託者が提供する必要情報に基づき、前年度決算書案及び地方公営企業法第40条の2に規定する「業務の状況」案の作成を行う。

その際、作成結果に加えて作成に必要となる補填財源管理シート、キャッシュ・フロー計算書作成シート等についても委託者が指定する様式を用いて作成し、成果物として提出するものとする。

(4) 予算書のチェック（当初及び補正）

前年度決算の状況を踏まえ、新年度予算編成における予算経理の方法・各種添付書類の記載内容等についてアドバイスを行う。また、委託者が提供する一連の情報を基礎として、新年度予算書及び補正予算書が適切に作成されているか確認をする。

(5) 決算統計案の作成

決算情報及び委託者からの情報提供に基づき可能な範囲で、決算統計案の作成を行う

（20表：損益計算書、21表：費用構成表、22表：貸借対照表、23表：資本的収支に関する調べ、32表：経営分析に関する調べ(1)等を想定）。

なお、メール及びFAXについては契約期間中終日、電話については、土日祝日及び年末年始を除く午前9時30分から午後5時30分までの受付とし、回答は受付より5営業日以内かつ契約期間内で行うものとする。

(配置)

第3条 受託者は本業務において、常時勤務する者で次の者を配置しなければならない。

1. 公認会計士、税理士または公営企業会計実務に精通した者

(提出書類)

第4条 業務に実施にあたり、業務開始前に次に示す書類を提出すること。

1. 実施体制、全体行程、配置技術者（責任者、担当技術者等）名を記載した事業計画書

(成果品)

第5条 成果品は次に掲げるものとし、正・副各一部ずつ提出するものとする。

1. 業務報告書（質疑・相談対応表を含む）
2. 前年度決算書案、地方公営企業法第40条の2に規定する「業務の状況」案、補填財源管理シート、キャッシュ・フロー計算書等、決算統計案
3. その他委託者、受託者協議のうえ必要となる資料

(成果品等の提出場所及び提出期限)

第6条 成果品及び提出資料の提出場所及び提出期限は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 提出場所 芽室町 水道課庶務係

- (2) 提出期限 第5条に記す成果品について、次のとおり定める。

1. 令和9年3月31日
2. 別紙「業務スケジュール」のとおりに

別紙 業務スケジュール

本業務のスケジュールは下記のとおりとする。ただし、委託者と受託者の協議により柔軟に対応するものとする。

(1) 質問事項対応業務

随時

(2) 決算整理仕訳作成業務

①固定資産振替、減価償却費、長期前受金戻入、引当金繰入の整理

令和9年3月31日まで

②未収金及び未払金の整理

令和8年4月中旬

③未払（未収）消費税の計上等の決算整理仕訳の作成

令和8年5月下旬

(3) 前年度決算書案作成業務

①前年度決算書案作成

令和8年5月中旬

②地方公営企業法第40条の2に規定する「業務の状況」案の作成

1回目 令和8年5月中旬

2回目 令和8年10月下旬

③補填財源管理シート、キャッシュ・フロー計算書等作成

令和8年5月中旬

(4) 予算書のチェック（当初及び補正）

①新年度予算及び補正予算における記載内容等についてのアドバイス

随時

②新年度予算書の確認。

令和9年1月中旬から下旬

③補正予算書の確認

随時

(5) 決算統計案の作成

令和8年5月下旬